

包括外部監査契約は成果完成型の準委任契約にあらず

訴訟にまで発展した 税理士等の報酬トラブル



税理士や公認会計士が業務を行っていく上では様々なトラブルに巻き込まれることがあるが、その最たるものが報酬といえるだろう。本特集では、税理士や公認会計士の業務に関する報酬をめぐる訴訟にまで発展した最近の事件を2件紹介する。1件目は地方公共団体における包括外部監査契約が、実働時間1時間当たりの報酬を支払う準委任契約か、報告書という成果物に対して報酬が支払われる準委任契約かが争われたもの。また、2件目は会社が26年間顧問税理士であった税理士に対し、前払いした報酬の一部返還を求めたもの（税理士は反訴）。いずれの事件も報酬の支払いが認められているが、契約書等を作成することなどにより訴訟を避けることも可能であったように思える。他山の石としたい判決といえよう。



包括外部監査契約、実働時間で報酬を支払う準委任契約か否か

1件目に紹介するのは、地方公共団体における包括外部監査における報酬をめぐるトラブルだ（令和7年1月29日、令和5年（ワ）第18715号）。包括外部監査とは、地方公共団体が、毎会計年度、弁護士や税理士、公認会計士など特定の個人と包括外部監査契約を締結し、特定のテーマについて、その包括外部監査人が地方公共団体や関連団体に対して行う監査制度のこと。地方自治法の一部改正により創設された外部監査の1つである。

公認会計士である原告A及びBは、公認会計士である被告Xから令和4年度東京都特別区の包括外部監査の補助者業務を受託し、業務を履行したとして被告Xに対し、未払報酬（原告Aにつき268万6,510円、原告Bにつき72万5,985円）の支払いを求めた。被告Xは、Y区との間で包括外部監査契約を締結。監査費用に関する定めは表1のとおりで

あり、監査費用の支払時期は、監査報告を提出し、監査費用を請求した後30日以内とされていた。その後、被告Xは、令和4年7月、原告らに対し、補助者業務に関する契約条件（表2参照）をメールで連絡し、原告らはこの条件に応じることで契約が締結された。また、原告らに割り当てる予定時間数を200時間とする旨をメールで連絡。ただし、契約に係る契約書は作成されなかった。

原告らは、補助者業務契約は実働時間1時間当たり9,900円の報酬を支払う準委任契約であり、報告書という成果に対して報酬を支払う契約ではないなどと主張した。

報酬額は勤務時間数に応じて増加

裁判所は、包括外部監査は地方公共団体の外部の公認会計士等の専門家が監査をし、監査の結果の報告を提出することを内容とするものであり、監査人の善管注意義務等の義務